

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

## 人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—15（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の運用について（平成28年12月1日職職—273）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2条関係 1～3 （略） 4 この条の第2号ワの「人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置」は、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職	第2条関係 1～3 （略） 4 この条の第2号ヲの「人事院の定める妊娠又は出産に関する制度又は措置」は、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職

職一328)」(以下「勤務時間等関係運用通知」という。)

第6の第5項(5)の規定により休憩時間を短縮すること(「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職一329)」(以下「規則15—15運用通知」という。))  
第2条関係第2項の規定により準じて取り扱う場合を含む。)とする。

5～7 (略)

職一328)」(以下「勤務時間等関係運用通知」という。)

第6の第5項(5)の規定により休憩時間を短縮すること(「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職職一329)」(以下「規則15—15運用通知」という。))  
第2条関係第2項の規定により準じて取り扱う場合を含む。)とする。

5～7 (略)

以 上